

## 調査士筆記試験（法規・択一）の過去問

---

### 平成 17 年度第 18 問の正解及び解説(肢エ)の訂正について

平成 23 年 1 月 11 日

東京法経学院

---

土地家屋調査試験の平成 17 年度の午前の部（当時の法規科目）の第 18 問について、その当時、正しいものはア及びオとして、正解は 2 としました。不動産登記法の全面改正後の最初の試験の問題でして、解答に苦慮して、実務家に確認して、解説を執筆しました。それから約 5 年半が経過しましたが、その間に他の指導校や出版社の解答や解説と異なるとの指摘があったことは事実です。

今回、過去問関係の書籍の改訂作業の中で、改めて当時の法務省当局のホームページでは「正解は 3」としていることを確認しましたので、その趣旨に基づき、正解を 3 に変更することにしました。

これについては、不動産登記法の全面改正の後に出された実務書においては、肢エ（分合筆の登記の申請における合筆の登記の申請の取下げの可否）に言及したものではありませんでしたので、「分合筆の登記は一の登記手続であるので、合筆の登記のみの申請の取下げはすることができない。」として、正解等を変更しないまま来ましたが、今回、不動産登記事務取扱手続準則の第 29 条 4 項を根拠にして、肢エの解説を全面的に書き替え、これを正しいものとし、正解を 3 といたします。

ここに受験生の皆様に謹んでお詫びいたしますとともに、この問題の正解及び肢エの解説を下記のように訂正いたします。

下記に問題文と訂正した解説を掲げました。訂正部分は、赤字で示しています。お手数ですが、平成 22 年度本試験前に本学院が発行した書籍及び指導教材については、この箇所を修正をお願いいたします。1 点ごとに該当頁を列記いたしませんことをご了承下さい。

なお、昨年末に発行した合格指導教材の『新 調査士合格データベース 1 [第五版] の解説編』の該当箇所（129 頁の A-21 の問 26）を訂正します。

【訂正票→ダウンロード[PDF ファイル 81KB]】

本年 2 月の月上旬又は中旬に発行予定の『調査士年度別過去問解説集 上【第二版】』（税込 3,360 円）と『調査士択一過去問マスター I【第三版】』（税込 4,830 円）については修正して発行します。

〈問題〉

第 18 問

表示に関する登記の申請の却下又は取下げに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは幾つあるか。

- ア 書面申請が却下されたときは、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面を除き、添付書面は還付される。
- イ 登記の申請がされた場合において、登記官が、当該登記の申請が不正な登記の申請であるとの疑いがあると認めたときは、申請人は、当該登記の申請を取り下げることができない。
- ウ 登記識別情報の提供を要する登記の申請がされた場合において、登記官が事前通知をしたときは、申請人は、登記名義人が当該事前通知に対して回答をするまでの間は、当該申請を取り下げることができない。
- エ 土地の分筆の登記及び当該分筆後の一の土地と他の土地との合筆の登記の申請を一の申請情報によってしたときでも、申請人は、合筆の登記の申請のみを取り下げることができる。
- オ 申請の取下げは、登記完了後は、することができない。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

〈解説〉

第 18 問 正解 3

〈出題テーマ〉 登記の申請の却下， 取下げ

(各肢の解説)

- ア 正しい。登記官は、書面申請がされた場合において、申請を却下したときは、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面を除き、添付書面を還付するものとされている（規則 38 条 3 項）。
- イ 誤り。登記の申請の取下げは、登記完了前であれば、することができる（規則 39 条 2 項参照）。本肢のような取下げの制限に関する規定はない。なお、取下げに伴って申請書及びその添付書面を還付する際に、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがあるものがあるときは、これを還付することはできないとされ（規則 39 条 3 項後段、38 条 3 項ただし書）， 捜査機関がこれを押収しようとするときは、これに応じるものとされている（準則 29 条 6 項、28 条 7 項前段）。
- ウ 誤り。登記の申請の取下げは、登記完了前であれば、することができる（規則 39 条 2 項参照）。本肢のような取下げの制限に関する規定はない。
- エ 正しい。土地の一部を分筆して、これを他の土地に合筆しようとする場合において、

分筆の登記及び合筆の登記の申請をするときは、一の申請情報で申請(「分合筆の登記」の申請)することができ(令 4 条ただし書、規則 35 条 1 号) , その申請の一部(合筆の登記の申請のみ)を取り下げることができる(準則 29 条 4 項)。その場合の手続は、分筆の登記の申請に補正することによって行うこととなる。なお、分筆の登記の申請のみの一部取下げはすることはできない。分筆を前提として合筆するからである。

オ 正しい。申請の取下げは、登記完了後は、することができない(規則 39 条 2 項)。

以上により、正しいものはア、エ及びオの 3 個であるので、正解は 3 となる。